

境識俱泯と唯識無境

—— Dvayābhāva と Tasya pūrveṇa sadā rahitatā ——

北 野 新 太 郎

0. 問題の所在 昨年（平成 20 年）度の『印仏研』論文（拙稿「『唯識三十頌』第 28 偈について—“Vijñāna-mātratve”をめぐって—」『印仏研』第 57 巻第 1 号所収）において、筆者は、入無相方便 (asallakṣaṇānupraveśopāya) について説明する *Trimśikākārikā* (= TK = 『唯識三十頌』) 第 28 偈において示される “vijñāna-mātratve” という言葉について検討した結果として、それ (vijñāna-mātratva) は、迷・悟にかかわらず常に存在する円成実性であるところの唯識性 (vijñapti-mātratā = sadā rahitatā) を、修道の主体としての vijñāna が、それ自体の上に体得した、具体的な意識状態に他ならない、という結論を得るに至ったのであるが、そのこと自体については、あの天才的な菅原泰典をして「縁起有である以上、依他起性は識ではない。識である以上、消滅せねばならず、‘niṣpannas tasya pūrveṇa sadā rahitatā’ と、何故言い得るのかはやはり説明不能である」（『文化』48—3・4, 1985 年, p. 53.）と言わしめた “sadā rahitatā（常遠離性）” の問題について、20 年以上の時を経た上で、その問いに対する若干の解答を示し得た、という意味において、浅学非才な筆者としては、ある程度、満足すべき成果を得ることができたのではないかと認識している。唯識三性説における三性、すなわち、遍計所執性、依他起性、円成実性の中の円成実性には、①法性として、常に存在する唯識性 (vijñapti-mātratā ← TK 第 25 偈) としての意味と、②入無相方便の修習を通して、具体的な宗教的主体としての vijñāna の上に唯識性 (vijñapti-mātratā) が体得された状態 (vijñāna-mātratva ← TK 第 28 偈) としての意味という二つの側面がある、ということについては、先に触れた拙稿において既に論じた通りであるが、同じく入無相方便を前提としつつ、三性のそれぞれについての概念規定をなしている *Madhyāntavibhāga* (= MV = 『中辺分別論』) 第 I 章第 5 偈に眼を転じてみると、そこでの “dvayābhāva” という円成実性の概念規定は②、すなわち「入無相方便の修習を通して、具体的な宗教的主体としての vijñāna の上に唯識性 (vijñapti-mātratā) が体得された状態」に近い意味（境識俱泯）である可能性があり、それに対して、TK 第 21 偈 cd 句の

“tasya pūrveṇa sadā rahitatā” というヴァスバンドゥによる円成実性の概念規定は①、すなわち「法性として、**常に**存在する唯識性 (vijñapti-mātratā)」としての意味に他ならないと考えられるのであるが、その“sadā rahitatā (常遠離性)”という、円成実性の捉え方は、**MV 第 I 章第 1 偈に対するヴァスバンドゥの Bhāṣya においても“virahitatā”という言葉によって示されており、そこに、MV に対する Bhāṣya から TK に至るまでのヴァスバンドゥの思想的な一貫性を確認することが**
できるのであるが、さらに、“rahitatā”の淵源を辿れば、Mahāyānasūtrālamkāra (= MSA = 『大乘莊嚴經論』) 第 XI 章第 13 偈の“satatam rahitam”にまで遡ることが
きる。しかし、ここに至ってわれわれの前に、一つの大きな問題点が生じることになる。すなわち、MV 第 I 章第 5 偈の“作者”を、仮に、“マイトレーヤ”と呼ぶとすると、MSA 第 XI 章第 13 偈の“作者”も“マイトレーヤ”であるとされている関係上、円成実性の概念規定に関して、二つの異なる見解を示す“マイトレーヤ”が存在することになってしまうのであるが、便宜上、前者を「マイトレーヤ I」、後者を「マイトレーヤ II」と呼ぶとすると、後者の方は、むしろ、ヴァスバンドゥによって示される「常に」存在する方の円成実性の概念規定の淵源となる思想を示しており、さらに遡れば、それは *Samdhinirmocanasūtra* (= SNS = 『解深密經』) における存在論的な段階の三性説における円成実性の概念規定としての(常に存在する)「真如 (tathatā)」に、その思想的な根拠を有しているとみられるのである。あるいは、MV 第 I 章第 5 偈における“dvayābhāva”の“dvaya”も、結局は、ヴァスバンドゥが TK 第 21 偈 cd 句において示している“sadā rahitatā”と同義、すなわち「abhūtaparikalpa という場所的存在に、grāhya-bhāva と grāhaka-bhāva とを欠いている (ある場所に、あるものが存在しない)」という意味である、と会通して理解するのが正しいのであろうか？しかし、そのように考えた場合には、そこ (MV 第 I 章第 5 偈) には、入無相方便における「境識俱泯」の意識状態は、示されてはいない、ということになるのであるが、直後の MV 第 I 章第 6 偈、第 7 偈において入無相方便が説かれていることからみると、そこにおいて「境識俱泯」が説かれている可能性も、ないとはいえないであろう。唯識三性説について考察する場合、遍計所執性、依他起性、円成実性という、三性のそれぞれに関する概念規定について留意しておく、ということは、基本的なことであるが、ここでは、上記のような理由から、MV 第 I 章第 5 偈と、TK 第 21 偈 cd 句とのそれぞれにおいてなされている円成実性の概念規定を比較することを通して、MV における〈境識俱泯〉と TK における〈唯識無境〉との間の共通性と異質性とを

明らかにし、そのような検討をなすことによって、“マイトレーヤⅠ”と“マイトレーヤⅡ”が、ヴァスバンドゥに、如何なる思想的影響を与えているのか、という問題について検討してみたい。

1. MV 第Ⅰ章第5偈と TK 第21偈との比較 MV と TK における、遍計所執性、依他起性、円成実性という三性のそれぞれについての概念規定を比較してみると、遍計所執性は、“artha (MV 第Ⅰ章第5偈)”と“yad vikalpyate (TK 第17偈, 第20偈)”, また、依他起性は、“abhūtaparikalpa (MV 第Ⅰ章第5偈)”と“vikalpa (TK 第21偈 ab 句)”というように、前二者、すなわち、遍計所執性と依他起性については、ほぼ同義であると思われる言葉によって説明がなされているのに対して、円成実性のみにについては、先にも触れたように、“dvayābhāva (MV 第Ⅰ章第5偈)”と“tasya pūrveṇa sadā rahitatā (TK 第21偈 cd 句)”というように、MV と TK との間で、若干、異なるとみられる概念規定がなされていることが確認できるのであるが、そこに、“マイトレーヤⅠ”からヴァスバンドゥへの思想的な発展が存在するのではないだろうか。MV 第Ⅰ章第5偈と、TK 第21偈は、以下のごとくである。

kalpitaḥ paratantraś ca **pariniṣpanna** eva ca /
arthād abhūtakalpāc ca **dvayābhāvāc** ca deśitaḥ // MV I. 5 //

訳：構想されたもの（遍計所執〔性〕）と、他によるもの（依他起〔性〕）と、完成されたもの（円成実〔性〕）とは、対象であるから、虚妄分別であるから、二つのものが存在しないから〔各々〕示されたのである。

paratantrasvabhāvas tu vikalpaḥ pratyatyodbhavaḥ /
niṣpannas tasya pūrveṇa sadā rahitatā tu yā // TK 21 //

訳：それに対して依他起性は構想作用であり、縁から生じたものである。円成実性はそれ（依他起性）が常に前のもの（遍計所執性）を離れている〔依他起性に遍計所執性が存在しない〕ことである。

MV 第Ⅰ章第5偈において示される円成実性の概念規定としての“dvayābhāva”における“dvaya”が何を意味しているのか、ということは、重要な問題であるといえるが、まず、偈のみから考えてみると、“dvaya”は「直前の二つ」すなわち、“artha”と“abhūtaparikalpa”との「二つ」を指示している可能性もないとはいえないであろう。そうした場合には、“dvayābhāva”とは、“artha (≡**境**)”と“abhūtaparikalpa (≡**識**)”との「二つ (dvaya)」が、**俱**に滅した(**泯**)、いわば「境識俱泯」の状態を意味している、ということになるのである。しかし、仮に、そ

うであったとすると、“dvayābhāva”と“tasya pūrveṇa sadā rahitatā”という、円成実性に関する二つの概念規定は、実は全く、異なる事態を意味している、ということになるといわねばならないであろう。何故ならば、TK 第 21 偈 cd 句における“tasya”とは、依他起性のことであるが、“paratantrasvabhāvas tu vikalpaḥ”という TK 第 21 偈 ab 句からわかるように、それは、“vikalpa”すなわち“abhūtaparikalpa”のことであり、“tasya”に“pūrveṇa”すなわち、遍計所執性がない、といわれる場合の「遍計所執性」とは、ヴァスバンドゥにとっては、TK 第 1 偈において“ātmadharmopacāro”という場合の“ātman”と“dharma”，すなわち、依他起性としての“vijñānaparīṇāma (= abhūtaparikalpa)”に、遍計所執性としての“ātman”と“dharma”，すなわち〈実我・実法〉が存在しない、ということであり、*Madhyāntavibhāga-bhāṣya* (= MVbh) の時点でのヴァスバンドゥの言葉でいえば、その場合の“ātman”と“dharma”は、“grāhaka [-bhāva]”と“grāhya [-bhāva]”に他ならないからである。abhūtaparikalpa と artha とが修習の結果として共に滅してしまう（俱泯），ということと、abhūtaparikalpa に、grāhya-bhāva と grāhaka-bhāva とが常に（sadā）存在しない、ということは、明らかに異なる事態を意味しているといわねばならないであろう。MV 第 I 章第 5 偈の“作者”は、入無相方便による〈境識俱泯〉における具体的な意識状態を“dvayābhāva”という言葉で表現している可能性があるのであるが、それに対して、ヴァスバンドゥは、入無相方便の修習とは全く無関係に、「常に（sadā）」存在する「唯識性（vijñapti-mātratā）」、すなわち、vijñānaparīṇāma に ātman と dharma とが存在しない、ということをも“tasya pūrveṇa sadā rahitatā”という言葉によって表現しているのであるが、これは、MSA 第 XI 章第 13 偈の“マイトレーヤ II”における円成実性の概念規定の継承である、といってよいであろう。ヴァスバンドゥは、MV 第 I 章第 5 偈に対する *Bhāṣya* において、その“dvaya”という言葉について、“grāhya-grāhakābhāvaḥ pariniṣpannaḥ svabhāvaḥ”と説明しているから、それによれば、MV 第 I 章第 5 偈 d 句における“dvayābhāva”の“dvaya”とは、grāhya / grāhaka のことである、ということになる。仮に、grāhaka = abhūtaparikalpa, grāhya = artha であったとすると、そこでは、grāhaka としての abhūtaparikalpa と grāhya としての artha とが向かい合う〈単純構造〉が示されている、とも解釈できるのであるが、実は、ヴァスバンドゥは、それと同じ構造を TK 第 28 偈においても示しているのである。また、MV 第 I 章第 1 偈では、「虚妄分別はある（abhūtaparikalpo'sti）」とされているのであるから、入無相方便などを修習していな

い、われわれの通常の意識状態にあつては、grāhakaであるところの abhūtaparikalpa は、“abhāva”ではなく、「ある (asti)」ということになる。それ故、MV 第 I 章第 5 偈の場合には、TK 第 21 偈 cd 句における “tasya pūrveṇa **sadā** rahitatā” のように「常に」円成実性としての状態が迷・悟にかかわりなく、“dvayābhāva”として存在しているわけではなく、“abhāva”ではない状態もあり得る、否、むしろ、“abhāva”でない意識状態の方が自然的状態である、ということになるであろう。このことは、“マイトレーヤ I”のいう“dvayābhāva”とは、ヴァスバンドゥが TK 第 21 偈 cd 句でいうような、法性として、**常に存在する方**の円成実性ではなく、入無相方便の修習によって体得された**具体的な意識状態**を意味している、ということであり、その意味で、それ (dvayābhāva) は、前回の『印仏研』論文において扱った“vijñapti-mātratā”よりは、(同じく前回の『印仏研』論文において扱った)“vijñāna-mātratva”の方に近い意味であると考えられるのである。

2. ヴァスバンドゥによる円成実性の概念規定の改変 MV 第 I 章第 5 偈と TK 第 21 偈 cd 句のみを比較した場合、**比較的古い段階、すなわち MV 第 I 章第 5 偈の段階では、円成実性の概念規定は、入無相方便の修習と密着した具体的な宗教的体験としての「境識俱泯」の意識状態を前面に出す形で示されていたのに対して、ヴァスバンドゥの TK の段階では、円成実性の概念規定が“マイトレーヤ I”のような「境識俱泯」の意識状態ではなく、vijñāna の状態とは全くかわりなく、「常に (sadā / sarvakālam) 存在する法性 (=唯識性)」としての抽象的な意味を前面に出す形に変換されている、ということがわかる**のであるが、実は、このような円成実性の概念規定は、先にも触れたように、TK → MVbh → MSA XI—13 → SNS というように、存在論的な段階の三性説にまで、その思想的淵源を遡り得るものなのである。ヴァスバンドゥは、抽象的な意味の円成実性の概念規定を、まず、TK 第 21 偈 cd 句、TK 第 25 偈において示した上で、然る後に、“tasya pūrveṇa sadā rahitatā”と同義であるところの“vijñapti-mātratā”を再度、われわれの具体的な宗教的主体としての vijñāna の上に実現させるべく、TK 第 27 偈においていわれるような“sthāpayann agrataḥ kimcit”すなわち、主・客分裂の意識状態を脱却し、入無相方便の修習の結果としての「対象を前に表象しなくなった」特殊な意識状態を TK 第 28 偈において“vijñāna-mātratva”という特殊な言葉を用いることによって表現している。このことは、ヴァスバンドゥが円成実性の概念規定を、“マイトレーヤ I”のそれよりも抽象的な意味に変換してしまったために、そのことによって、再び、われわれの宗教的実存としての識そのものの状

態からは乖離した、入無相方便とは無関係なものに戻ってしまった円成実性を、もう一度、入無相方便の修習を通して、識自身の上に体现した状態を示すために、TK 第 28 偈において“vijñāna-mātratva”という特殊な言葉を使用しなければならない必然性が新たに生じてしまった、ということに他ならないのであるが、**そのような、円成実性に二重の意味を付与するような、発展した考え方が、MV の偈文部分の古層の“作者”であるとみられる“マイトレーヤ I”においても存在していたのかどうか、**ということは、一つの問題点であるといわねばならないであろう。**ヴァスバンドゥは、二人の“マイトレーヤ”の思想を TK において、統合して示そうとしているのかもしれない。**

3. マイトレーヤ二人説 以上のように考えた場合、最初に触れたように、「マイトレーヤ二人説」とでもいうべき問題が生じてくることになる。MSA 第 XI 章第 13 偈においては、“tattvaṃ yat satataṃ dvayena rahitaṃ bhrāntes ca samñisrayaḥ”といわれており、この場合の、“satataṃ rahitaṃ”と TK 第 21 偈 cd 句の“sadā rahitatā”は、同義であると考えられるから、少なくとも、MSA 第 XI 章第 13 偈の“作者”には、ヴァスバンドゥの考え方と同じ、法性として、常に(satatam)存在する円成実性の存在を措定する考え方が存在した、ということになるのである。MV と MSA との間に説相の相違がある、ということは、兵藤一夫教授も認めておられるところであるが、MV 第 I 章第 5 偈の“作者”と MSA 第 XI 章第 13 偈の“作者”とが別人であったとすれば、前者は、「マイトレーヤ I」後者は「マイトレーヤ II」ということになり、ヴァスバンドゥは、マイトレーヤ I とマイトレーヤ II の両方からの思想的影響を受けつつ、アサンガと共に、唯識思想の思想的体系化を進めた、ということになるのではないであろうか。

おわりに 今回の考察は、一つの仮説の域をでないものなのであるが、初期唯識思想は、短期間の間に、思想的に多く要素が統合されつつ、発展を遂げているため、各論書ごとに、微妙な言葉の概念規定のズレが存在し、また、流転の意識状態を示す場合と、入無相方便などの還滅へと向かう意識状態を示す場合との違いによっても、そこにおいて示される認識モデルの変化が起こるようである。残された問題点も多いが、今後も、研究を続けていく所存である。

〈キーワード〉 境識俱泯、唯識無境、常遠離性、円成実性、マイトレーヤ、ヴァスバンドゥ

(九州大学非常勤講師、博士(文学))